

京都府選定文化的景観について

1 文化財保護法の改正について

○ 文化的景観が文化財の一分野に規定（平成17年4月1日施行）

平成4年に世界文化遺産に導入された概念が国内で制度化されたもの

※「文化的景観」・・・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

2 文化的景観保護制度の導入経緯

- 農耕地やため池、水路などの中には、その土地に住む人々が、自らの生活や生業のあり方を自然に刻みつけることにより、長い時間をかけて作り上げた独特の景観地がある。人と自然との関わりの中で育まれたこのような景観地（＝文化的景観）には、時間の積み重ねがもたらした豊かな文化的価値が込められている。
- このような文化的景観を含む地域は、近年の土地開発や過疎化等によりその文化的な価値を認められるよりも前に消滅することがある。
- ユネスコの世界遺産においては、人と自然との共同作品である文化的遺産の価値を認め、平成4年に文化遺産の登録基準を改正し、「文化的景観」の分野を導入した。年々その登録件数が増加し、国際的な保護が積極的に図られている。
- 以上のような状況を踏まえ、平成17年4月に施行された改正文化財保護法において、新たに文化的景観を文化財として位置づけ、保護が図られることとなった。

3 文化的景観保護の効果

(1) 文化財の保護

- ①生業・生活・風土によって作り出される「固有」の地域文化の保護と維持
- ②伝統・習慣等の次世代への継承

(2) 地域の活性化

①地域づくりと交流

「地域らしさ→地域づくり→新しい地域イメージの創造」を図り、文化的景観を交流や景観教育、体験学習の場として使うことによって、人的交流を活発化

②地域ブランド

文化的景観によって保護される景観や、これを支える生業及び生産活動、生産品を「地域ブランド」化（棚田米・水郷米等）して振興

③文化観光

文化的景観を核に周辺の文化財をネットワークとして整備し、文化観光の新しい施策を展開

* 「文化的景観」とは、「わがまち」らしさを再発見するキーワード

- ・今までの価値観では見つからなかったもの
- ・景観とは土地利用のあり方。見た目の美しさだけで判断されるものではない。
- ・日々の生活を通して、将来に伝えるべき「わがまち」の景観を創る。
- ・住んでよかったと思える「わがまち」らしさを次の世代へ伝える場

4 府選定文化的景観

<国の制度の問題点>

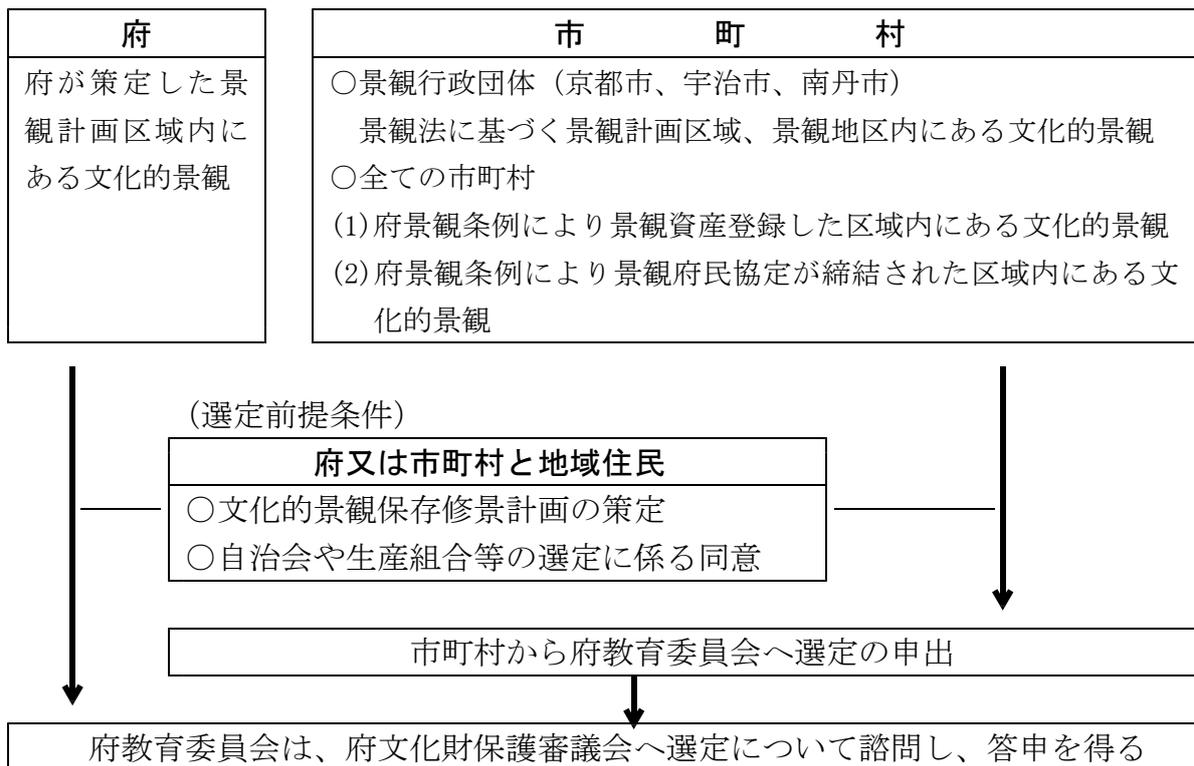
⇒国にならい景観法による景観計画区域等からの選定に限定すると、景観行政団体（府内では京都市、宇治市、南丹市）に限られ、地域の様々な取組を文化的景観の選定に結びつけられない。



<京都府独自の選定方法>

- ・景観行政団体になっていない市町村からも選定
（市町村や地域住民の意向を汲める制度） ← 京都府景観条例の制定
- ・府景観条例（景観資産登録、景観府民協定）と連携のとれた文化的景観の選定方法

* 京都府文化財保護条例の改正（平成19年4月1日施行）



【参考】国の重要文化的景観選定方法

景観行政団体である都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち、文化財としての価値が特に重要なものを選定

ニュースのポイント



Q 文化審議会の答申に、重要な文化的景観といふのがありました。これも文化財なんですね。

A 重要文化的景観は、二〇〇五年四月に文化財保護法が改正されて盛り込まれた新しい文化財です。〇六年一月に、「近江八幡の水郷」が全国で初めて選定されました。人々の生活と密接に関係して築かれてきた景観地が対象になります。

Q 国宝とか重要文化財は分かりますが、そのほかの文化財が少しやこしい。

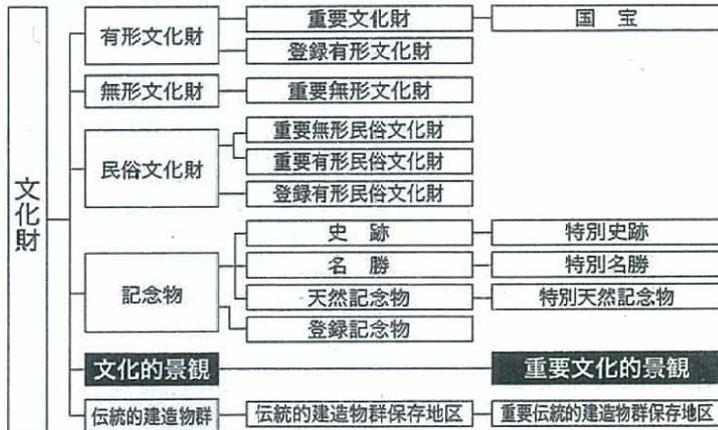
A 表にあるように、文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の分類があって、その中で細分化されています。

Q 記念物に名勝があります。重要文化的景観とどう違うんですか。

A 名勝は觀賞上、芸術上で価値の高い庭園や橋、渓谷、海浜、山岳などが対象で、そこに住む人々の生活やなりわいは関係ありません。一方、重要文化的景観は、

重要文化的景観

文化財の分類



選定で住民意識が向上

棚田、里山、屋敷林とか、地域の人々が生活の中で作り出してきた景観が対象です。「生活風景の文化財」といえば、分かりやすいでしょうね。「近江八幡の水郷」は、ヨシ製品の製造を支えてきたヨシ

定されて計四件になります。近江八幡市の場合は、最初の選定後、二回にわたって対象地域を広げる追加選定や答申を得ています。

Q 四件というのは少ないです。原とか特産品を運ぶ水路の八幡堀が中心です。

Q これまでにどこが選定されていますか。

A 近江八幡市以外では、岩手県一関市の「一関本寺の農村風景」が第二号で選定されました。そして今年五月、北海道平取町の「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」と愛媛県宇和島市の「遊子水荷浦の段畑」が文化審議会から答申されました。近く正式に選定されるか。

Q 選定されるのは大変なんですか。

A 選定を受けるには、景観法に基づく景観計画策定のほか、保存に関する条例制定、保存計画の策定が必要です。住民の同意も要ります。近江八幡市では「水郷風景計画」を策定するとともに、建物の高さ規制や瓦屋根にするなどの外観規制を設けています。

Q メリットはあるんでしょうか。

A 選定されると、景観を構成する建物などの修理、復旧に国の補助があります。観光客が増える期待もありますが、近江八幡市は、「景観保全に対する市民の意識が高まるのが一番の効果」としています。(迫 和美)